

平27福個答申第8号
平成27年8月3日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日付け教指指第51-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第80号

「審査請求人と連絡がつかない状態であったということについて、具体的な期間を示した根拠となる文書」の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「審査請求人と連絡がつかない状態であったということについて、具体的な期間を示した根拠となる文書に記載された保有個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、審査請求人が送付した平成23年12月8日付けの手紙を開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年2月4日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成26年1月24日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「別紙のⅠ 『いつからいつまで』 具体的な期間を示した根拠となる文書（以下「Ⅰ」という。） Ⅱ これを証明する（又は具体的に事案に係る）根拠となる文書（以下「Ⅱ」という。）」（表現を一部補正）

（注 別紙は、福岡市長が審査請求人に通知した平成26年1月8日付け○生涯第66号「保有個人情報非開示決定通知書」である。また、Ⅰは、同非開示決定通知書の「保有個人情報を開示しない理由」欄に付記された学校の回答の概要である「審査請求人とは以前から電話でも、郵便でも繋がらない状態であった。従って、連絡は取れないと判断しています。直接学校に連絡していただければ、ご説明いたします。」（表現を一部補正）という記述中の「以前から」という部分について、Ⅱは、同記述中の「電話でも、郵便でも繋がらない状態であった。」という部分について、それぞれ言及したものである。）

② 平成26年2月4日、実施機関は、Ⅰについて本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。なお、Ⅱについては同日付で開示決定を行っている。

③ 平成26年4月4日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 平成25年12月16日時点での「審査請求人と連絡が取れない状態」という学校の主張と、学校から審査請求人宛てに平成26年3月27日付けの手紙が届いていることとの事実関係の整合性がない。
- ② 一市民として、〇区生涯学習推進課担当職員へ自宅の電話番号を提示したことと、過去の子どもの学校在籍中の事案との関連性が理解できない。在籍していた学校と家庭との個人情報をも〇区担当課に伝えたことにも疑問を感じざるを得ず、正確ではない個人情報を〇区役所に漏えいされ、非常に心外である。学校長の権限と立場を不適切に利用したハラスメントと考えざるを得ない。
- ③ 「連絡がつかない状態が続いている」と確実に証明できる何らかの記録の提示を強く求める。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年5月27日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 審査請求人は、「以前から」という記述に言及し、その根拠となる文書の開示を求めているものだが、開示請求に係る文書を学校は作成しておらず存在しないために、非開示決定を行ったものである。
- ② 審査請求人とは、本件よりも前の審査請求人の児童が学校に在籍している頃から、審査請求人の子に関する受験・進路や卒業に関することなどについて連絡を行っていたが、郵便物の受取り拒否や電話が繋がらないなど、学校から連絡が取れない状況が続いており、その状況を「以前から」としたものであって、「以前から」が「いつからいつまで」を指すのか、その具体的な期間を示す文書は作成していない。
- ③ なお、Ⅱについては、「連絡が取れない状態」を示す文書として、審査請求人が、学校からの郵便物等の受取拒否の旨や学校からの電話が不愉快である旨などを記して学校宛てに送付した平成23年12月8日付けの手紙と、学校が審査請求人宛てに郵送したが、同人が受取拒否し未開封のまま返送された平成25年2月6日付けの封筒を開示している。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、福岡市長による保有個人情報非開示決定通知書の「保有個人情報を開示しない理由」欄に付記された学校の回答の概要のうち、「以前から」との記載について「いつからいつまで」を指すのか、その具体的な期間を示す根拠となる文書である。

実施機関は、かかる文書を作成していないことを理由として本件個人情報は保有していないと主張しているため、本件個人情報の存否について検討する。

(2) 本件処分に至る経緯について

まず、(1)のとおり、本件個人情報が福岡市長による平成26年1月8日付けの保有個

個人情報非開示決定通知書の記載内容に係るものであることから、福岡市長への保有個人情報開示請求を含め、本件処分に至る経緯について確認する。

- ① 平成〇年〇月に開催された「人権を尊重する市民の集い」で行われた実践報告について、審査請求人から〇区生涯学習推進課に問い合わせがあった。このため、同課の職員が当該報告を行った学校に確認し、当該学校から「審査請求人とは、電話でも郵便でも繋がらない状態で、学校側からは連絡は取れないと判断しているの、直接学校に連絡をいただければ説明する」との回答があったため、同課の職員はその旨を審査請求人に伝えたところ、審査請求人は福岡市長に対し、当該発言の根拠となる文書について保有個人情報開示請求を行った。
- ② これに対し、福岡市長は、当該発言は当該学校から聞き取った内容をそのまま審査請求人に伝えたものであり、発言の根拠となる文書を保有していないことを理由に非開示決定を行った。なお、当該非開示決定通知書の「保有個人情報を開示しない理由」欄には、当該学校の回答の概要として、「審査請求人とは以前から電話でも、郵便でも繋がらない状態であった。従って、連絡は取れないと判断しています。直接学校に連絡していただければ、ご説明いたします。」（表現を一部補正）と付記されている。
- ③ 審査請求人は、実施機関に対し、②の非開示決定通知書の「保有個人情報を開示しない理由」欄の記載内容について、Ⅰ及びⅡに係る保有個人情報開示請求を行い、これに対し、実施機関は、③の請求のうち、Ⅰについて、本件個人情報を保有していないことを理由として条例第24条第2項の規定により本件処分を行った。なお、Ⅱについては、3の(2)の③のとおり、開示決定を行っている。

(3) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

(4) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

(5) 本件個人情報の存否について

公文書の作成は、教育委員会公文書管理規則第6条第1項で「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定しているところ、「以前から」という文言は、当該学校から審査請求人への連絡が取れない状況が続いていたことを単に表したに過ぎず、「事案の処理に係る意思決定及び報告」には当たらない。よって、「以前から」という文言が「いつからいつまで」を指すのかについて、公文書が作成されていなかったことに不自然、不合理な点はなく、事実として

首肯することができる。

しかしながら、当該学校からの郵便物や電話による連絡を受けるか否かについては、受け取る側である審査請求人の意思に委ねられているところ、審査請求人は、平成23年12月8日付けの手紙において、「学校の封筒などを郵便受けに許可なく入れることが無いように。どのような理由があろうとも、そちらからの提供物は一切受け取りかねる」旨や、「毎朝自宅に電話されるのは非常に不愉快である」旨など、当該学校からの連絡を拒否する意思を明確に表示していることに鑑みれば、少なくとも「いつから」という点に関連する文書として、当該手紙を開示することが妥当であると判断する。

(6) その他の主張について

審査請求人は、平成25年12月16日時点で、当該学校が「審査請求人と連絡が取れない」と認識していることについて、当該学校から平成26年3月25日付けの手紙が審査請求人宛てに届いたことをもって、実施機関の主張に整合性がないと主張するが、平成23年12月8日付けの審査請求人からの手紙の内容や、学校からの平成25年2月6日付けの手紙が審査請求人から返送された状況から、学校からの連絡ができない状況が続いていたことがうかがえる。このことから、審査請求人が学校からの平成26年3月25日付けの手紙を受け取ったことのみをもって、審査請求人と連絡が取れないという状況が解消されているとは言い難く、少なくとも平成25年12月16日の時点で当該学校が審査請求人と連絡が取れない状況が続いていると認識していたことについては是認できるところであり、整合性がないとは認められない。

なお、審査請求人は、その他にも主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年5月1日	実施機関から諮問
平成26年6月27日	実施機関から弁明意見書を受理
平成26年9月5日	審査請求人から反論意見書を受理
平成27年4月22日（第156回不服申立て部会）	審議
平成27年5月27日（第157回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成27年6月24日（第158回不服申立て部会）	審議
平成27年7月22日（第159回不服申立て部会）	審議